

平成18年 5月 8日

株主のみなさまへ

大阪市中央区上町一丁目 3 番10号



代表取締役社長 久 保 敏 志

### 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、株主総会の会日の前日（平成18年5月22日）までに到着するようにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 5月23日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区馬場町 2 番24号  
KKRホテル大阪 2階 白鳥の間  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第17期（平成17年 4月 1 日から平成18年 2月28日まで）営業報告書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第17期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（18頁から26頁まで）に記載のとおりであります。  
第3号議案 取締役 5名選任の件  
第4号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」（29頁から31頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

◎お願い 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年2月28日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 営業の経過および成果

当期における営業の概況は、アミューズメント施設の多くが高速通信回線を利用した、他店舗とネットワークで結ばれたゲーム機の普及等が一層進んだことにより、ユーザーや遊び方に広がりが見られ、ショッピングセンターのファミリーエンターテインメント施設やボウリング場等を併設した大型エンターテインメント施設等の業績は順調に推移しました。しかしながら、ヒットアイテムの不足からプライズ（景品）ゲームの売上は低迷し、大型化・複合化が進む中で、中小型の施設は総じて苦戦を強いられる結果となりました。

このような状況の中、アミューズメント業界向け販売部門におきましては、競合他社との差別化を図るために、ディーブインパクト等の人気競走馬をキャラクター展開した「スーパーホースシリーズ」や「ガッツ石松くん」等の新キャラクター商品を投入し、注目は集めたものの全体の業績を押し上げるまでには至りませんでした。また、オリジナル商品の開発が不足したこと等により、特にメーカー系オペレーターへの売上高は前期の実績を大きく下回りました。この結果、売上高は5,460百万円となりました。

また、SP部門におきましては、お菓子メーカーのOEMや、雑誌の付録等が決まり、売上高は481百万円となりました。

その結果、売上高は5,941百万円、経常利益は304百万円、当期純利益は183百万円となりました。

なお、当社は平成17年6月24日開催の第16期定時株主総会の決議により、決算期日を従来の3月31日から2月末日に変更いたしました。従いまして、当期（第17期）の営業年度は11ヶ月間となっておりますので、前期比較は記載しておりませんことをご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 業態別売上高

(単位：百万円、%)

業 態		当 期 自平成17年4月1日 至平成18年2月28日		前 期 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日	
		金 額	構成比	金 額	構成比
オペ レー ター	メーカー系	204	3.4	364	4.9
	量販店系	500	8.4	589	7.9
	ショッピング センター系	722	12.2	904	12.1
	路面店	3,438	57.9	4,596	61.6
	遊園地等	52	0.9	55	0.7
ディストリビューター		541	9.1	623	8.4
S P 部 門		481	8.1	327	4.4
合 計		5,941	100.0	7,461	100.0

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当期における重要な設備投資および資金調達はありません。

## (3) 会社に対処すべき課題

今後も企業を取り巻く環境は激しく変化し、消費者のニーズは、色・デザイン等のトレンドおよび季節感を反映した商品に比重が高まっており、業容拡大のためには、質量ともに優れた新商品を、時期を逸することなく発売していく必要があります。

このような状況の中、当社は店舗やクライアントに対する現場主義を徹底することにより市場ニーズ・トレンドを的確につかみ、キャラクター商品の直販体制企業として消費者の声を即座に商品化し、展開できるビジネスモデルを創造してまいります。また、企画開発部門のさらなる拡充と社員各自の能力増進を図るとともに、他部門とのコミュニケーションを緊密にすることによって、企画開発期間の短縮をすすめてまいります。

来期の業績につきましては、売上高6,700百万円、営業利益480百万円、経常利益500百万円、当期純利益270百万円と予想しております。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第13期 (平成14年3月期)	第14期 (平成15年3月期)	第15期 (平成16年3月期)	第16期 (平成17年3月期)	第17期(当期) (平成18年2月期)
売 上 高(百万円)	5,523	6,816	8,143	7,461	5,941
経 常 利 益(百万円)	438	524	934	714	304
当期純利益(百万円)	238	285	381	384	183
1株当たり当期 純 利 益(円)	70.96	61.98	66.79	46.54	21.99
総 資 産(百万円)	2,931	3,287	3,878	3,512	3,556
純 資 産(百万円)	1,848	2,077	2,438	2,711	2,877

- (注) 1. 「商法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、従来の「当期利益」および「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」および「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益（第14期からは役員賞与金を控除後）を期中平均発行済株式数で除して算出しております。  
なお、平成14年5月20日、平成15年11月20日、平成16年5月20日および平成16年11月19日に期中分割を行いました。第14期、第15期および第16期の1株当たり当期純利益は分割が期初に行われたものとして算出しております。
3. 第14期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

## 2. 会社の概況（平成18年2月28日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社はキャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー、家庭雑貨、携帯電話向けアクセサリ等の企画・販売を行っております。

### (2) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	大阪市中央区上町一丁目3番10号
東 京 営 業 所	東京都台東区蔵前四丁目33番7号
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区本陣通二丁目32番 H I K A R I ビル
福 岡 営 業 所	福岡市博多区吉塚二丁目16番11号
商 品 企 画 室	東京都台東区浅草橋二丁目21番9号 A S ビル

(注) 名古屋営業所は平成17年5月16日に上記所在地に移転いたしました。

### (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 12,381,000株
  - ② 発行済株式総数 8,282,324株
- (注) 当期に新株予約権の権利行使により、162,621株増加しております。
- ③ 株主数 3,481名
  - ④ 一単元の株式の数 100株

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
	(株)	(%)	(株)	(%)
久 保 敏 志	3,740,436	45.63	—	—
八 百 博 徳	135,843	1.65	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	126,100	1.53	—	—
巽 一 久	117,400	1.43	—	—
澤 田 禎 夫	106,263	1.29	—	—
田 中 美 晴	100,000	1.22	—	—
株式会社東洋プロパティ	100,000	1.22	—	—
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	82,900	1.01	—	—
中 村 英 記	82,846	1.01	—	—
イーエフジーバンクエスエー	81,607	0.99	—	—

（注） 議決権比率は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

（4）自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式

普通株式 1,488株  
取得価額の総額 1,160千円

② 決算期における保有株式

普通株式 16,098株

(5) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	8名増	30.0才	4.3年

(注) 上記従業員数には、子会社への出向者は含まれておりません。

(6) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンエス	10百万円	100%	物品卸売業
株式会社ケー・ディー・システム	40百万円	100%	電子玩具等の企画・販売
株式会社ナカヌキヤ	30百万円	100%	家電製品、雑貨等の小売業

(注) 株式会社ナカヌキヤは、当期から重要な子会社として連結対象としております。

② 企業結合の経過

当社の100%子会社である株式会社ナカヌキヤ（平成17年5月20日設立）は、平成17年7月1日（平成17年5月27日営業譲受け契約締結）に中川無線電機株式会社（現シグマ・ゲイン株式会社）より同社が保有するナカヌキヤ店舗の運営に関する資産および契約上の地位ならびにこれによって構成される営業を譲受けました。

③ 企業結合の成果

連結対象の子会社は、上表に掲げた株式会社サンエス、株式会社ケー・ディー・システムおよび株式会社ナカヌキヤの3社であります。

当期の連結売上高は12,413百万円で、連結当期純利益は265百万円となりました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が所有する当社株式の状況	
		持株数(株)	議決権比率(%)
株式会社みずほ銀行	40百万円	1,716	0.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	32百万円	1,188	0.01
株式会社三井住友銀行	32百万円	1,163	0.01

(注) 1. 議決権比率は、少数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 株式会社UFJ銀行は、平成18年1月1日付で株式会社東京三菱銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となっております。

(8) 取締役および監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	久保敏志	
常務取締役	八百博徳	商品担当
取締役	中村英記	営業担当
取締役	川上優	管理担当
監査役	西田昌弘	
監査役	菅生新	

(9) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権

定時株主総会決議	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	新株予約権の発行価額
平成14年6月21日決議 (第1回新株予約権)	30個	普通株式 5,130株	無償
平成15年6月20日決議 (第2回新株予約権)	439個	普通株式 75,069株	無償
平成16年6月17日決議 (第3回新株予約権)	920個	普通株式 101,200株	無償
平成17年6月24日決議 (第4回新株予約権)	1,000個	普通株式 100,000株	無償

- ② 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況
- 平成17年6月24日開催の第16期定時株主総会決議に基づき、以下のとおり新株予約権を発行しました。
- (a) 発行した新株予約権の数  
1,000個
  - (b) 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
普通株式 100,000株（新株予約権1個につき100株）
  - (c) 発行価額  
無償とする。
  - (d) 権利行使時の1株当たり払込金額  
771円
  - (e) 新株予約権の行使期間  
平成19年7月1日から平成21年3月31日まで
  - (f) 行使の条件
    - i 対象者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役、従業員または当社子会社の取締役であることを要する。
    - ii 権利行使日、その他細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
  - (g) 消却の事由および条件
    - i 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
    - ii 新株予約権者が、新株予約権を行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
  - (h) 有利な条件の内容  
当社の取締役、監査役、従業員および当社子会社の取締役に対し発行価額を無償とする新株予約権を発行した。

(i) 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数

当社取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数
八百博徳	40個	普通株式 4,000株
中村英記	30個	普通株式 3,000株
川上優	30個	普通株式 3,000株

当社監査役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数
菅生新	10個	普通株式 1,000株

当社従業員、子会社取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	備考
松野重久	28個	普通株式 2,800株	当社従業員
本田一義	26個	普通株式 2,600株	当社従業員
川上隆史	26個	普通株式 2,600株	当社従業員
久保山浩樹	20個	普通株式 2,000株	株式会社サンエス取締役
永立良平	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
長村泰	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
石寄邦洋	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
齋藤正秀	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
井丸達滋	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
富田鉄也	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
水浦敏弘	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
草野弥一郎	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
野崎伸一	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
西嶋睦	20個	普通株式 2,000株	当社従業員
亀井弘樹	20個	普通株式 2,000株	当社従業員

当社取締役および監査役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた子会社の取締役

氏名	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	備考
久保山浩樹	20個	普通株式 2,000株	株式会社サンエス取締役

当社従業員および子会社取締役に対して発行した新株予約権の区分別状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	付与した者の総数
当 社 従 業 員	830個	普通株式 83,000株	67名
子 会 社 取 締 役	20個	普通株式 2,000株	1名

(10) 決算期後に生じた会社の状況に関する事実

該当する事項はありません。

## 貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,635,823</b>	<b>流動負債</b>	<b>601,081</b>
現金及び預金	663,750	買掛金	353,946
受取手形	121,092	短期借入金	104,000
売掛金	622,650	未払金	69,964
商品	155,328	未払費用	23,587
前渡金	11,670	未払法人税等	14,851
前払費用	4,621	預り金	5,255
繰延税金資産	38,921	賞与引当金	26,066
その他	18,347	その他	3,408
貸倒引当金	△559	<b>固定負債</b>	<b>78,002</b>
<b>固定資産</b>	<b>1,920,654</b>	退職給付引当金	78,002
<b>有形固定資産</b>	<b>515,899</b>	<b>負債合計</b>	<b>679,083</b>
建物	212,507	<b>資本の部</b>	
車両運搬具	5,751	資本金	425,035
工具、器具及び備品	18,892	資本剰余金	456,051
土地	278,748	資本準備金	456,051
<b>無形固定資産</b>	<b>5,382</b>	利益剰余金	1,987,522
電話加入権	5,382	利益準備金	12,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,399,372</b>	任意積立金	1,600,000
投資有価証券	239,377	当期末処分利益	375,522
関係会社株式	40,000	<b>株式等評価差額金</b>	<b>17,526</b>
関係会社長期貸付金	740,000	<b>自己株式</b>	<b>△8,741</b>
破産債権・更生債権等	1,265	<b>資本合計</b>	<b>2,877,394</b>
長期前払費用	1,272	<b>負債及び資本合計</b>	<b>3,556,477</b>
保険積立金	293,951		
繰延税金資産	192,386		
その他	1,809		
貸倒引当金	△110,690		
<b>資産合計</b>	<b>3,556,477</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営 業 収 益		
		売 上 高	5,941,939	
		営 業 費 用		
		売 上 原 価	4,429,274	
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,289,447	
			5,718,722	
		営 業 利 益	223,217	
	損 益 の 部	営業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益	
			受 取 利 息	4,994
			投 資 有 価 証 券 売 却 益	49,036
		貸 貸 収 入	10,943	
		そ の 他	38,069	
			103,043	
		営 業 外 費 用		
		支 払 利 息	1,373	
		為 替 差 損	7,020	
		貸 貸 原 価	12,282	
	そ の 他	1,392		
		22,068		
	経 常 利 益		304,191	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益			
		投 資 有 価 証 券 売 却 益	25,031	
		火 災 保 険 差 益	26,682	
		特 別 損 失		
		固 定 資 産 売 却 損	284	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	31,242		
		31,526	31,526	
税 引 前 当 期 純 利 益			324,379	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		153,457		
法 人 税 等 調 整 額		△12,476	140,981	
当 期 純 利 益			183,398	
前 期 繰 越 利 益			192,124	
当 期 未 処 分 利 益			375,522	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差益は資本の部に、評価差損は当期損失に計上する部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

### (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品……………総平均法（月次）による原価法を採用しております。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法を採用しております。

（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13～50年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～10年

### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（責任準備金）および年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

### (6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………商品輸入による外貨建予定取引

ヘッジ方針

将来の為替変動リスク回避のために行っております。

有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性を評価しております。

- (8) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 子会社に対する金銭債権・債務
- |        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 37,689千円  |
| 長期金銭債権 | 740,000千円 |
| 短期金銭債務 | 8,940千円   |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 220,825千円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータシステムの一部についてリース契約により使用しております。
- (4) 担保に供している資産
- |    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 125,218千円 |
| 土地 | 190,720千円 |
- (5) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額 17,526千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社との取引高
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 売上高       | 164,491千円 |
| 仕入高       | 75,253千円  |
| 営業取引以外の取引 | 15,990千円  |
- (2) 1株当たり当期純利益 21円99銭

## 利益処分案

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
当期未処分利益 これを次のとおり処分いたします。		375,522,750
利益配当金 (1株につき14円)	115,727,164	
役員賞与金 (うち監査役分)	4,000,000 (400,000)	
別途積立金	100,000,000	219,727,164
次期繰越利益		155,795,586

## 監査役の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年2月28日までの第17期営業年度の取締役の職務の執行を監査するため、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的ではない取引並びに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました結果、次のとおり報告いたします。

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表および損益計算書と合致しているものと認めます。
  - (2) 貸借対照表および損益計算書は、法令および定款に従い、会社の財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。
  - (3) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - (4) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
  - (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
  - (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (7) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関して指摘すべき事項は認められません。

平成18年4月3日

株式会社エスケイジャパン

監 査 役 西 田 昌 弘 ㊟

監 査 役 菅 生 新 ㊟

以 上

## 議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 81,963個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第17期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類12頁から16頁に記載のとおりであります。なお、当期の利益配当金につきましては、1株につき普通配当12円に記念配当2円を加えた合計14円とさせていただきますと存じます。

役員賞与につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役4名に対し360万円、監査役2名に対し40万円をそれぞれ支給することといたしたいと存じます。

なお、当社取締役会は本議案の内容を適法かつ適正と判断して提出いたしております。

また、監査役の意見につきましては、添付書類17頁の監査報告書に記載のとおりでございます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1)平成18年5月1日に『「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)』(以下この変更の理由において「会社法等」という。)が施行されたことに伴い、定款の一部変更を以下のとおり行うものであります。

- ①会社法等の施行の際、当社の定款には取締役会、監査役を置く旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するものであります。
- ②会社法等の施行の際、当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされたため、当該規定を新設するものであります。
- ③単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するものであります。
- ④会社法等の施行に伴い、現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更され、施行の際当社の定款にはこれを置く旨の定めがあるとみなされたとともに、新たに新株予約権原簿に関する

事務を委託することとなるため、所要の変更を行うものであります。

- ⑤取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を追加するものであります。
- (2) 現行定款第4条に定める公告の方法を、日本経済新聞から電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができない措置を定めるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主のみなさまに提供したものとみなす対応ができるようにし、コスト削減に資することができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) 株主のみなさまの取締役の信を問う機会を増やすため取締役の任期を1年に短縮するため、所要の変更を行うものであります。
- (5) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (6) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (7) 上記の変更に伴い、条数等につきましては所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、12,381,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 1. 当社の1単元の株式数は、100株とする。 2. 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;">1. 取締役会</p> <p style="text-align: center;">2. 監査役</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、12,381,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 1. 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第8条</u> 1. 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利の行使をすることができない。</p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料については、法令または本定款の他、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第10条</u> 1. 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、予め公告をして臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第11条</u> (条文の記載省略)</p> <p>[新 設]</p> <p><u>第12条</u> [条文の記載省略]</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する手続き及び手数料については、法令または本定款の他、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>[削 除]</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第13条</u> [現行定款第11条のとおり] (定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p><u>第15条</u> [現行定款第12条のとおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 〔条文の記載省略〕</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第15条</u> 〔条文の記載省略〕</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 〔現行定款第13条1. のとおり〕</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p><u>第19条</u> 〔現行定款第15条のとおり〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 [条文の記載省略]</p> <p>2. <u>取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. [条文の記載省略]</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 1. <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 1. <u>当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>第19条 ～ [条文の記載省略]</p> <p>第20条</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 [現行定款第16条1. のとおり]</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. [現行定款第16条3. のとおり]</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 1. <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>[削 除]</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 1. <u>取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 ～ [現行定款第19条、第20条のとおり]</p> <p>第24条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第21条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p><u>第22条</u> 〔条文の記載省略〕 (監査役の選任方法)</p> <p><u>第23条</u> 〔条文の記載省略〕</p> <p>2. 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第24条</u> 1. 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 〔条文の記載省略〕</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔削 除〕</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p><u>第26条</u> 〔現行定款第22条のとおり〕 (監査役の選任方法)</p> <p><u>第27条</u> 〔現行定款第23条1. のとおり〕</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第28条</u> 1. 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 〔現行定款第24条2. のとおり〕</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第29条</u> <u>当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)  <u>第26条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)  <u>第27条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（「中間配当」という）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第28条</u> 利益配当金または中間配当金は、支払開始の日から、満3年を経過しても受領なきときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(期末配当及び基準日)  <u>第30条</u> 当社は、毎年2月末日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当及び基準日)  <u>第31条</u> 当社は、毎年8月31日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第32条</u> 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p>

**第3号議案 取締役5名選任の件**

本総会終結の時をもって、取締役4名全員が任期満了となりますので、取締役4名の再任と、経営体制の強化を図るため1名増員し、あわせて5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	久保敏志 (昭和36年6月9日生)	平成元年12月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成4年12月 サムシング株式会社設立 取締役 平成5年9月 株式会社サンエス設立 代表取締役社長(現任) 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ取締役 平成18年3月 株式会社ナカヌキヤ 代表取締役社長(現任) 平成18年3月 株式会社ケー・ディー・システム代表取締役社長 (現任)	3,740,436株
2	八百博徳 (昭和36年9月30日生)	平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役商品担当 (現任) 平成5年9月 株式会社サンエス取締役 (現任) 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム代表取締役社長 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ取締役 平成18年3月 株式会社ケー・ディー・システム常務取締役(現任)	135,843株
3	中村英記 (昭和36年9月1日生)	平成5年5月 当社入社 平成6年11月 株式会社サンエス取締役 (現任) 平成7年6月 当社取締役営業担当 (現任) 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム取締役(現任)	82,846株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
4	川 上 優 (昭和34年4月24日生)	平成8年3月 当社入社管理部長 平成11年6月 当社取締役管理担当 (現任) 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム監査役(現任) 平成16年6月 株式会社サンエス取締役 (現任) 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ代表取締役 平成17年7月 株式会社ナカヌキヤ取締役 (現任)	25,406株
5	住 田 芳 明 (昭和30年3月30日生)	平成14年5月 株式会社ロベルト取締役 平成17年8月 当社入社 平成17年10月 株式会社ナカヌキヤ取締役	—

(注) 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員および当社子会社の取締役に対し、以下の要領でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員および当社子会社の取締役に対し、発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の従業員および当社子会社の取締役

###### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式80,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。

###### (3) 発行する新株予約権の総数

800個（1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、2. (2) に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

###### (4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

###### (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込みをすべき金額は、次により決定される。

1株当たりの払込価額（以下払込価額という。）に新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値とする。

ただし、当該金額が新株予約権の発行日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込または処分金額}}{\text{新規発行または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月1日から平成22年2月28日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。
- ② 権利行使日、その他細目については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

- ② 新株予約権者が、新株予約権を行使する前に、2.(7)①に規定する新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上